

平成二十三年六月十七日受領
答弁第二三三一号

内閣衆質一七七第二三一号

平成二十三年六月十七日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出自衛隊の国際貢献に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出自衛隊の国際貢献に関する質問に対する答弁書

一について

第六十八回国会における御指摘のテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案の審議において、民主党は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年法律第百二十三号)に基づいて我が国が諸外国の軍隊等の艦船に補給した艦船用燃料等が同法の趣旨及び目的に外れて使用されたのではないかといった点について政府の十分な説明がないこと等を主張し、当該法案に反対したものと承知している。

また、第七十一回国会における御指摘の海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の審議において、民主党は、海賊行為への対処は第一義的には海上保安庁の責務であり、海上保安庁のみでは海賊行為への対処が困難であるため自衛隊の部隊に海賊行為への対処を実施させる場合には、国土交通大臣の要請を受けて内閣総理大臣が内閣府に海賊対処本部を設置し、自衛隊員を同本部に設置される海賊対処

隊の隊員として任命するとともに、国会の事前の承認を得るべきであること等を主張し、当該法案に反対したものと承知している。

二について

ソマリア沖・アデン湾は、御指摘のとおり「欧州とアジアを結ぶ国際海上輸送の要衝」であり、当該海域における海上交通は、我が国経済及び国民生活に必要な物資の安定輸送の観点から、重要な役割を果たしている」と認識している。

三について

民主党はこれまで、海賊行為への対応に関し、「海上輸送の安全確保と国際貢献のため、関係国と協力し、自衛隊などの海賊対処活動を継続します。」（「民主党の政権政策Manifesto2010」）等の主張をしてきたものと承知している。

御指摘の「海外駐留基地」の意味するところは定かではないが、政府としては、ソマリア沖・アデン湾における自衛隊による海賊対処行動は、海上輸送の安全確保のために極めて重要な役割を果たしている」と認識しており、ジブチを拠点とし海賊行為への対処を航空機により行っている部隊の効率的な運用を図る

等の観点から、当該部隊が単独で使用できる活動拠点の整備を行ったものである。

四について

「平成二十三年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成二十二年十二月十七日閣議決定。以下「新大綱」という。）は、海賊行為への対応について、我が国を含む国際社会にとり引き続き差し迫った課題であると位置付け、海上交通の安全確保に取り組むこととしており、「中期防衛力整備計画（平成二十三年度～平成二十七年度）」（平成二十二年十二月十七日閣議決定。以下「新中期防」という。）は、新大綱に従い、海上交通の安全確保を含む各種の取組を実効的に行い得るよう、所要の常備自衛官の定数や計画期間中の経費総額限度等を定めている。また、平成二十三年度予算における防衛関係費は、新大綱及び新中期防を踏まえ所要の額を計上したものである。

政府としては、引き続き、新大綱及び新中期防を踏まえて、海上交通の安全確保に万全を期してまいりたい。

五について

新大綱及び新中期防は、陸上自衛隊の編成定数として十五万四千人を確保するとともに、人事制度改革

を実施し、精強性の向上や実員の確保に向けた取組を行うほか、各地に迅速に展開することが可能で、多様な任務を効果的に遂行し得る陸上自衛隊の部隊を地域の特性に応じて適切に配置すること等としており、政府としては、新大綱及び新中期防に基づいて防衛力の整備に取り組んでまいりたい。